

■第10回さいたま市総合振興計画推進本部会議 議事概要

【日 時】 令和2年8月19日（水） 午後3時30分～午後4時00分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、阪口副市長、水道事業管理者、教育長、理事、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、水道局長、副教育長、総合政策監

※新型コロナウイルス感染症対策のため、各区役所区長、議会局長、会計管理者及び各行政委員会事務局長については出席不要の取扱とした。

【議 事】 (1) パブリック・コメントの結果について
(2) 「さいたま市総合振興計画 基本計画」について
(3) 今後の工程（予定）について

<議題説明(1)>

議題（1）「パブリック・コメントの結果」について、事務局（都市経営戦略部）から、資料1及び資料2により、次のような説明があった。

（資料1）

○本日の審議内容について説明する。

- ・議題1として、7月に実施したパブリック・コメントの結果について報告させていただくとともに、計画（素案）から修正を行った部分について説明させていただく。その中で、今回の本題でもある「総合振興計画 基本計画」の最終的な確認をいただき、議題2として、参考1として配布している「さいたま市総合振興計画 基本計画」を議案として9月定例会に提出することについて、承認をいただく流れを考えている。
- ・最後に、議題3として、議案提出後の今後の工程について説明させていただく。

（資料2）

○「パブリック・コメントの結果」について、資料2により説明する。

- ・総合振興計画 基本計画（素案）については、7月1日（水）から7月31日（金）までの間、パブリック・コメントを実施させていただいたところ。
- ・資料4 ページがパブリック・コメントの結果となっている。件数としては、意見提出者が52名、意見項目数が149件となっている。
- ・意見の内訳としては、指摘を踏まえて素案を修正するものが10件、分かりにくい言葉に用語解説を設けるなど、計画作成の参考にすることが同じく12件、素案のとおりとするものが117件、その他、素案の趣旨に賛同する旨の意思表示や総合振興計画とは無関係の市の政策等に対する意見が10件となっている。
- ・素案に反映しない117件の内訳については、資料の右側の方に記載している。意見の

趣旨が既に素案に含まれているものや具体的な取組等への意見で基本計画への反映が適当ではないものが64件、本市の考え方と異なっており、計画に取り入れることが困難なものが53件であった。

- ・5ページをお願いしたい。パブリック・コメントの指摘を受けて素案を修正する10件の意見について、順を追って簡単に説明させていただく。
- ・項番1については、主な出来事の年表部分となるが、「岩槻人形博物館を開館」とある部分をにぎわい交流館いわつきの開館にも触れるべきという指摘で、こちらについては資料の修正案のとおり修正する。
- ・項番2については、将来都市像について、「地域での支え合い、家族の支え合い」という表現が独居老人には冷たい言葉であるという意見で、意見を踏まえて「地域や家族などの支え合いにより」と修正し、御覧の位置に記述したいと考えている。
- ・項番3については、第3部第1章第2節「人権尊重社会の実現」などの部分に近年注目されている人権の観点として、性自認及び性的指向、人種・民族を理由とした差別といった表現を追加すべきというもので、指摘を踏まえて修正したいと考えている。
- ・項番4及び項番5については、第3部第6章第1節「誰もが安心して長生きして暮らせる地域共生社会の実現」について、標題や目指す方向性などの言葉を分かりやすく修正すべきという意見で、資料の修正案のとおり修正するものである。
- ・資料6ページをお願いしたい。項番6及び項番7については、第3部第6章第2節及び第7章第1節に、見えない障害である発達障害や高次脳機能障害などに関する記述を追加すべきとの意見である。第7章第1節の「子ども・子育て」の章には、既に発達障害関係の記述があることから、第6章第2節の障害者福祉の章において、修正案のとおり、関連の表現を追加するものである。
- ・項番8及び項番9は、どちらも第4部「各区の特性と将来像」の桜区の章において、鴻沼川や鴨川を追加すべきという意見である。これらの河川については、既に区のマップに明記されていたものの、本文において言及がされていなかったことから、本文とマップとの整合を図るために、修正案のとおり河川名などを本文に追記するものである。
- ・最後に項番10については、第5部「質の高い都市経営の実現」の広報・広聴の章に関する意見で、「市民と本市の共有感を・・・」とある部分が、表現上修正の必要があるとの意見である。修正案のとおり分かりやすい文章に修正させていただく。
- ・パブリック・コメントに基づく修正事項に関する説明は以上であるが、その他パブリック・コメント全体については、本日参考2として一覧表をお配りしているので、併せて参照いただきたい。

<意見・質問等>

なし

<議題説明(2)>

議題(2)「さいたま市総合振興計画 基本計画」について、事務局(都市経営戦略部)から、参考1により、次のような説明があった。

(参考1)

- ・引き続き、議題2「さいたま市総合振興計画 基本計画」について、説明する。
- ・先ほど説明したパブリック・コメントにおける修正を反映させた計画書として、本日お手元に参考1「さいたま市総合振興計画 基本計画」をお配りしている。
- ・本書をもって、9月定例会への提出議案として御承認をいただきたいと考えているので、よろしく願います。説明は以上である。

<意見・質問等>

なし

<議題説明(3)>

議題(3)「今後の工程(予定)について」として、事務局(都市経営戦略部)から、資料3により、次のような説明があった。

(資料3)

- ・それでは、議題3「今後の工程」について説明する。資料7ページをお願いします。
- ・本計画については、本日の推進本部会議の後、9月定例会に議案として提出する。計画書については、議案書の別冊として後日各局等に配布させていただく予定である。
- ・9月議会での議案の審査については、今後議会側において審査体制が決定される見込みとなっており、現時点では未確定である。いずれにしても、審査に当たっては皆様方の御協力をいただくことになると考えているので、よろしく願いしたい。詳細が分かり次第速やかにお知らせさせていただく。
- ・9月議会での議決後の工程として、基本計画については、成果指標に関する市民アンケートを実施した上で、指標の現状値及び目標値の再確認を行う予定である。
- ・また、計画の議決後には実施計画についても本格的な策定作業に入る予定で、10月下旬に総振推進本部幹事会、11月上旬に推進本部会議を開催させていただいて素案に対する御承認をいただいたのち、12月定例会において素案報告を行うことを考えている。
- ・基本計画・実施計画ともに引き続き各局等の御協力をいただくこととなるので、何卒よろしく願いしたい。説明は以上である。

<意見・質問等>

特になし

以上